

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人兵庫県看護協会（以下「本会」という。）定款第4条及び第58条の規定に基づき本会の運営に必要な事項を定める。

2 この細則に定めのない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他法令の定めるところによる。

第2章 事業

(事業)

第2条 定款第4条に定める事業は、公益社団法人日本看護協会（以下「日看協」という。）との連携において行う。

第3章 会員

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会申込書に当該年度の会費等を添えて、申込みをしなければならない。

2 会長は、前項の申込書提出により入会を認め、会員名簿に登録し会員証を交付する。
3 会長は、日看協の法人会員になるものとする。
4 定時総会で決定された名誉会員に対し、本会は名誉会員名簿に登録する。

(退会の手続き)

第4条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に提出しなければならない。
2 前項の場合、会員は、退会届を提出した日をもって、会員の身分を喪失する。
3 第1項の申込を受けたときは、本会は、当該会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(会員の住所の変更)

第5条 正会員は、住所又は就業地を変更したとき

は、変更届けを会長に提出しなければならない。

(職種の変更)

第6条 正会員が保健師、助産師、看護師及び准看護師の職種を変更するときは、当該年度の入会申込時に変更する。

(会員管理業務の一部受託)

第7条 本会は、日看協から会員管理業務の一部として、入会申し込みの受付、会費の徴収等の業務を受託するものとする。

(除名)

第8条 正会員が定款第10条の規定に該当し、除名の決議を行う場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して通知し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

2 除名が決議されたときは、その会員に対し除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第9条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし、徴収は、本会に初めて入会する者からに限る。

(会費)

第10条 正会員の会費は1か年8,000円とし、日看協会費1か年5,000円とあわせて納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

(会費納入期日)

第11条 会費は、本会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、新入会員の会費納入日はこの限りではない。

(会費の不返還)

第12条 一旦納入した会費は事由のいかんを問わず返

還しない。

第5章 役員

(役員)

第13条 定款第27条の役員の規定は、次のとおりとする。

2 定款第27条第2項の副会長は、これを第一副会長・第二副会長とする。

3 定款第27条第2項の専務理事及び常務理事は、常勤とする。

4 定款第27条第4項の理事のうち、職能理事4名は、保健師、助産師、看護師職能I及び看護師職能IIから各1名、業務担当理事は1名、地区理事9名は9支部から各1名、また准看護師理事は准看護師から1名それぞれ選出する。

5 定款第27条第1項第2項の監事のうち、2名は本会の業務に精通した者、第5項の監事は会員以外から会計制度に精通した者若しくは関係法令に精通した者1名を選出する。

6 役員の職務権限に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(役員の任期)

第14条 役員及び監事の任期は、定款第34条第1項の規定にかかわらず、同一の職に引き続き就任する場合は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時を越えて就任することはできない。

第6章 選挙

(役員等の選挙)

第15条 定款第27条第1項の役員、推薦委員及び選挙管理委員（以下「役員等」という。）の選挙は、次のとおりとする。

2 役員等の候補者は、推薦委員会が正会員の中から推薦した者、並びに立候補した者の中から選出する。

3 役員等に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、総会の2か月前までに選挙管理委員会へ届け出なければならない。

(役員の改選)

第16条 役員は、半数を奇数年次（西暦）に、残りの半数を偶数年次（西暦）に開催される総会において改選する。

2 会長、第二副会長、地区理事4名（神戸東部・北播・西播・但馬地区）、保健師職能理事、看護師職能II理事、准看護師理事、及び監事1名を奇数年次（西暦）に改選する。

3 第一副会長、地区理事5名（阪神南・阪神北・神戸中部・神戸西部・東播地区）、助産師職能理事、看護師職能I理事及び監事2名を偶数年次（西暦）に改選する。

4 専務理事及び常務理事並びに業務担当理事は、理事会の推薦により総会において選挙する。

(選挙管理委員会)

第17条 選挙管理委員会の構成及び所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 選挙管理委員会は9名で構成し、委員長は委員の互選による。

(2) 選挙管理委員会は、選挙に関する事務を所掌する。

第7章 本会代議員及び予備代議員

(本会代議員及び予備代議員の選出)

第18条 本会代議員及び予備代議員（以下「本会代議員等」という。）は、支部会員会において選出するものとする。

2 本会代議員は、概ね正会員150人の中から1人の割合をもって選出する。

3 本会代議員には、看護師1名、保健師、助産師及び准看護師から各1名を選出しなければならない。これを超える本会代議員の選出は職を問わないものとし、支部別に会員数に応じて割り当て選出する。

4 本会予備代議員の選出は、第2項及び第3項を準用する。

5 本会代議員等に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、支部会員会2か月前までに選挙管理委員会へ届け出なければならない。

(本会代議員の任期)

第19条 本会代議員の任期は、選出後の翌年度の4月1日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(本会代議員の任務)

第20条 本会代議員は、総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。

2 本会代議員は、選挙権及び議決権の行使に当たっては、事前に会員の意見を聴取するとともに、総会議決事項について正会員に報告し、本会及び支部活動に反映させるものとする。

(本会代議員等の資格喪失)

第21条 本会代議員等は、やむを得ない理由がある場合は、辞任届を提出することにより、本会代議員等を辞任することができる。

2 本会代議員等は、正会員としての地位を喪失した場合は、その資格を喪失する。

(本会予備代議員の任務)

第22条 本会予備代議員は、本会代議員に事故あるとき、又は本会代議員から辞退の届出があった場合、若しくは本会代議員から表決を委任されたときにその任務を代行する。

(本会代議員等の選出の報告)

第23条 地区理事は、支部会員会において選出された本会代議員等の名簿を作成し、選出の翌月末日までに本会会長へ提出する。

第8章 日看協代議員及び予備代議員

(日看協代議員及び予備代議員の選出)

第24条 日看協代議員及び予備代議員（以下「日看協代議員等」という。）は、定時総会において選出するものとする。

2 代議員は、役員を含め正会員の中から推薦委員会が推薦する。

3 代議員には、看護師2名、保健師、助産師及び准看護師から各1名を選出しなければならない。これを超える代議員の選出は職を問わないものとし、支部別に会員数に応じ割り当て選出する。

4 予備代議員の選出は、第2項及び第3項を準用する。

5 日看協代議員等に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、総会2か月前までに選挙管理委員会へ届出なければならない。

(日看協代議員等の任期)

第25条 日看協代議員等の任期は、選出後最初に実施される日看協代議員等の選出のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(日看協代議員の任務)

第26条 日看協代議員は、日看協の総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。

2 日看協代議員は、本会が開催する代議員研修会に参加するものとする。

3 日看協代議員は、前項に定める選挙権及び議決権の行使に当たっては、事前に会員の意見を聴取するとともに、総会議決事項について正会員に報告し、本会及び支部活動に反映させるものとする。

(日看協代議員の資格喪失)

第27条 日看協代議員は、やむを得ない理由がある場合は、辞任届を提出することにより、日看協代議員を辞任することができる。

2 日看協代議員は、正会員としての地位を喪失した場合は、その資格を喪失する。

(予備代議員の任務)

第28条 日看協予備代議員は、日看協代議員に事故ある時又は日看協代議員から辞任の届出があった場合にその任務を代行する。

(日看協代議員等選出の報告)

第29条 会長は、定時総会において選出された日看協代議員等の名簿を作成し、前年度7月末日までに日看協会長へ送付する。

第9章 総 会

(総会運営規則)

第30条 総会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 理 事 会

(理事会の開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、年8回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事又は監事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき
 - (3) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、理事会の招集通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする者に限る。）が発せられない場合に、その請求した理事又は監事が招集するとき

（理事会の定足数）

第32条 理事会は、理事総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

（決議の省略）

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（理事会運営規則）

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款並びに定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第11章 推薦委員会

（推薦委員会の設置）

第35条 推荐委員会の構成及び所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推荐委員会は9名で構成し、委員長は委員の互選による。
- (2) 推荐委員会は、役員、推薦委員及び本会代議員等並びに日看協代議員等の改選に際し、その候補者の推薦に関する事務を所掌する。

第12章 施設代表者会

（施設代表者会）

- 第36条 施設代表者会は、理事及び会員が就業する施設の代表者で構成する。
- 2 施設代表者会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 施設代表者会は、年2回以上招集する。ただし、必要があるときは臨時に召集する。
- 4 施設代表者会は、本会及び日看協の看護に関する動向及び医療・福祉・介護等に関する情報の提供及び会員施設の諸問題等に関する情報交換を行う。

第13章 支 部

（支部の設置）

第37条 本会に次の支部を置く。

- (1) 阪神南支部
- (2) 阪神北支部
- (3) 神戸東部支部
- (4) 神戸中部支部
- (5) 神戸西部支部
- (6) 東播支部
- (7) 北播支部
- (8) 西播支部
- (9) 但馬支部

（支部運営規則）

第38条 支部運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部運営規則による。

第14章 支部代表会議

（支部代表会議）

第39条 本会に、支部代表会議を置く。

- 2 支部代表会議は、次の各号の事項について協議する。
 - (1) 本会と支部との連携に関する事項
 - (2) 支部運営に関する事項
 - (3) 支部間の情報交流等に関する事項
 - (4) その他、支部代表会議で検討を必要とする事項
- 3 支部代表会議は、理事及び各支部代表を持って構成する。
- 4 必要に応じ、支部代表会議に各支部の支部代表補佐1名を出席させることができる。
- 5 支部代表会議は、年2回以上招集する。ただし、必要があるときは臨時に召集する。
- 6 支部代表会議は、会長が招集し、その議長となる。

第15章 細則の変更

(細則の変更)

第40条 この細則を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

第16章 梯則

(定めのない事項の取扱い)

第41条 この細則に定めのない事項、若しくはこの細則により難い事項については、そのつど定める。

附 則

(施行期日)

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款細則は、平成25年6月19日から施行する。

この定款細則は、平成26年2月8日から施行する。

この定款細則は、平成28年11月5日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成30年9月8日から施行する。

ただし、入会金の徴収及び会費の額8,000円は、2019年度（平成31年度）から適用する。

附 則

この定款細則は、令和元7月6日から施行する。